



東京高等検察庁

検察庁とは

検察官が行う事務を統括する機関であり、犯罪を捜査して、起訴・不起訴などの処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督します。

静岡地検のみ試験区分が東海北陸地域となります

勤務地・異動

東京高検管内には、東京、横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野、新潟に地方検察庁があり、約3,200人の検察事務官が働いています。採用は各地方検察庁ごとに行っており、採用後、2~3年ごとに、各部署や採用庁管内の支部及び区検察庁へ異動します。

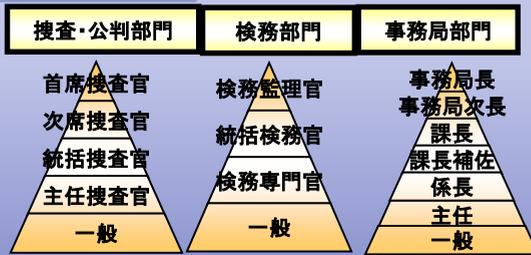
業務内容

検察庁には、「検察官」と「検察事務官」が配置されており、国家公務員試験から採用された職員は、検察事務官として採用されます。検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判に携わります。採用されると、捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などを行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門に配置されます。

検察事務官の業務内容については、コチラ↓↓

http://www.kensatsu.go.jp/gyoumu/kensatsu_jimukan.htm

昇任制度



一定の受験資格に達すると副検事、検事に任官することもできます



先輩職員からのメッセージ



採用年:H28

試験区分:一般(高)

私は、現在、検務部門の特別執行担当に所属し、主に、所在不明となった逃亡者の追跡捜査やその収容業務に従事しています。

追跡捜査のための張り込みや聞き込み捜査等で毎日のように庁外へ出ており、捜査の結果、逃亡者の所在を突き止め、その身柄を確保する際の緊迫した状況を体験できるのは、特別執行担当ならではの。

地道な捜査の積み重ねは大変ですが、信頼する上司や先輩方からご指導をいただきながら、逃亡者を発見、収容したときは、社会正義の実現に貢献できた実感でき、とてもやりがいを感じています。



採用年:H31

試験区分:一般(大)

私は、現在、刑事部に所属し、主に、検察官が処理する記録を点検しています。様々な事件記録を正確に点検することで非常に勉強になり、やりがいを感じています。

私は、法学部出身ではなく、法学の知識はありませんでしたが、上司や先輩方が丁寧に指導してくださるため、自分自身のレベルアップにもつながり、とてもよい職場環境の中で、充実した日々を送ることができています。

入庁後行われる初等科研修など各種研修が充実していることもあり、検察庁では、私のように、入庁するまで法律に触れてこなかった職員も、たくさん活躍しています。また、電子機器の解析等を行うDFセンターや社会復帰支援室などでは、理系の学部や心理学を専攻していた職員が専門知識を生かして活躍しています。

問い合わせ先

東京高等検察庁人事課

〒100-8904 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話番号: 03-3592-5611 (内3119)

管内地検については、電話番号のみ掲載します。

所在地等については、こちらをご参照ください。

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/tokyo.htm>

- 東京地検人事課 03-3592-5611 (内3334)
- 横浜地検人事課 045-211-7603 (直通)
- さいたま地検人事課 048-863-2293 (直通)
- 千葉地検人事課 043-221-2032 (直通)
- 水戸地検総務課人事係029-221-2196 (直通)
- 宇都宮地検総務課人事係 028-621-2525 (直通)
- 前橋地検総務課人事係 027-235-7813 (直通)
- 静岡地検総務課人事係 054-252-5135 (直通)
- 甲府地検総務課人事係 055-235-7231 (直通)
- 長野地検総務課人事係 026-232-8191 (直通)
- 新潟地検総務課人事係 025-222-1521 (直通)

↓↓東京地検作成採用ムービーはこちら↓↓

